

令和2年3月6日  
岐阜乗合自動車株式会社

## 弊社に対する行政処分の公表

弊社は中部運輸局より下記のとおり行政処分を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、今後は関係法令を遵守するとともに、輸送の安全と秩序の確立に努めてまいります。

### 記

1. 処分を受けた日

令和2年3月4日

2. 対象営業所

岐阜乗合自動車株式会社 美濃営業所 一般乗合旅客運送事業  
岐阜県美濃市大字生櫛字上ボタ下1486番地10号

3. 行政処分の内容

警告

4. 違反内容及び違反事項

- ① 従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために誠実に職務を遂行するための指導監督が効率的かつ適切に行われていなかった。

(道路運送法第27条3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第2条3項)

以上